

地方自治法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 百条調査に係る関係人の出頭及び証言並びに記録の提出の請求の要件の明確化

普通地方公共団体の議会が当該普通地方公共団体の事務に関する調査を行うため関係人の出頭及び証言並びに記録の提出を請求することができる場合を、特に必要があると認めるときに限るものとする。

(第百条第一項関係)

第二 政務調査費の名称の変更等

一 名称を「政務活動費」に、交付の名目を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改めること。

二 政務活動費を充てることができる経費の範囲について、条例で定めなければならないものとする。

三 議長は、政務活動費については、その用途の透明性の確保に努めるものとする。

(第百条第十四項及び第十六項関係)

第三 普通地方公共団体の長及び委員長等の議場出席についての配慮規定の追加

会期を通年とした普通地方公共団体の議会の議長は、当該普通地方公共団体の長及び委員長等に議場へ

の出席を求めるに当たっては、当該普通地方公共団体の執行機関の事務に支障を及ぼすことのないよう配慮しなければならないものとする事。

(第百二十一条第二項関係)

#### 第四 その他

所要の規定の整備を行うこと。